

## 入札公告

通学バス運行業務委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年3月7日

福島県立あぶくま支援学校長 鈴木 龍也

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 あぶくま支援学校通学バス運行業務委託
- (2) 業務箇所 福島県立あぶくま支援学校  
郡山市中田町赤沼字杉並地内から郡山市内
- (3) 業務概要 通学バス3ルートを各年間201日運行する
- (4) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 福島県内に本店があり、かつ郡山市内に支店又は営業所を有する者。
- (2) 過去2年の間、本件業務又は本件業務と同規模、同種の業務の実績のある者。  
若しくは、過去2年の間、障がいのある児童・生徒の貸切バス利用の履行をした実績が10回以上ある者。
- (3) 大型（定員45名以上）バスを3台以上保有していること。
- (4) 運行する3ルート毎に添乗員1名以上配置可能であること。
- (5) 公益社団法人日本バス協会の会員であり、かつ公益社団法人福島県バス協会の会員であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式1）に、必要な書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和7年3月14日（金）午後5時まで必着とする。
- (2) 提出場所 郵便番号 963-0714  
郡山市中田町赤沼字杉並139番地  
福島県立あぶくま支援学校 事務室 電話番号 024-956-1901
- (3) 提出方法 持参又は郵便による。

### 4 入札説明書等の閲覧

- (1) 設計図書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 令和7年3月7日（金）～令和7年3月25日（火）  
イ 閲覧場所 郡山市中田町赤沼字杉並139番地  
福島県立あぶくま支援学校 事務室

(2) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 令和7年3月7日（金）～令和7年3月14日（金）  
イ 受付方法 入札説明書による。  
ウ 受付場所 郡山市中田町赤沼字杉並139番地  
福島県立あぶくま支援学校 事務室  
電話番号 024-956-1901  
電子メール abukumashien@pref.fukushima.lg.jp  
エ 回答予定日 令和7年3月18日（火）  
オ 回答書閲覧方法 (1) の閲覧場所及び福島県立あぶくま支援学校ホームページに掲載する。

## 5 入札方法及び開札等

(1) 入札書の提出について

入札説明書による。

(2) 入札日時等

ア 入札日時 令和7年3月26日（水） 9時30分から  
イ 入札場所 郡山市中田町赤沼字杉並139番地  
福島県立あぶくま支援学校 相談室

(3) 開札は、入札終了後に入札会場で行うものとする。

(4) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。

ア 入札参加資格確認通知書（入札者が本書を持参すること。）  
イ 委任状（代理人が出席する場合のみ。）

(5) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。

(6) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度の入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度の入札については棄権したものとする。

(7) 再度の入札は2回までとする。

(8) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目で低価格の入札をした者による随意契約に移行する。その際は、見積書（様式6）に必要な事項を記載して提出すること。

(9) 入札結果の公表及び方法

入札説明書による。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（入札書に記載する金額の100分の110に相当する額）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 7 入札の無効等

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした別紙2の条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

## 9 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

### 問い合わせ先

福島県立あぶくま支援学校 事務室

電話番号 024-956-1901

電子メール abukumashien@pref.fukushima.lg.jp

# 入札説明書

## 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

## 2 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札公告2及び上記1に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類を添付し、令和7年3月14日（金）午後5時までに下記7の場所に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

また、審査確認の結果については、入札参加資格確認通知書により、入札者に対して通知するものとする。

- (1) 法人登記簿謄本（コピー可）
- (2) 印鑑証明書（コピー可。入札書等への押印を省略する場合は提出不要。）
- (3) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式7）
- (4) 福島県内に本店があり、かつ郡山市内に支店又は営業所を有することを証明する書類（パンフレット可）
- (5) 過去2年の間、本件業務又は本件業務と同規模、同種の業務の実績のあること。  
若しくは、過去2年の間、障がいのある児童・生徒の貸切バス利用の履行をした実績が10回以上あることを示す「業務実績証明書（任意様式）」
- (6) 大型（定員45名以上）バスを3台以上保有していることを示す車検証3台分の写し
- (7) 運行する3ルート毎に添乗員1名以上配置可能なことを示す「業務従事者名簿（任意様式）」
- (8) 公益社団法人日本バス協会の会員及び公益社団法人福島県バス協会の会員であることを示す書類の写し

## 3 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額（入札書に記載する金額の100分の110に相当する額）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を令和7年3月25日（火）午後5時までに、下記7の場所に提出すること。

- (4) 財務規則第249条第1項第1号又は第2号(別記1)に該当する場合は、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、入札保証金免除申請書(様式2)に保険証書又は業務実績証明書を添付して令和7年3月14日(金)午後5時までに下記7の場所に提出すること。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

#### 4 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、別紙様式第5号の質問書により直接持参、電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

#### 5 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「福島県立あぶくま支援学校長」とすること。
- (5) 入札結果の公表及び方法について  
ア 入札結果の公表は、契約締結後14日以内に行う。  
イ 公表は、入札執行機関において行う。

#### 6 その他

- (1) 入札書の記載金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 契約は、別紙契約書(案)によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、別紙2の条件付一般競争入札心得を熟知すること。
- (3) 書類は原則としてA4判とすること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、福島県の入札参加の資格を制限することがある。

#### 7 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加資格確認申請書等

提出場所 郵便番号 963-0714

郡山市中田町赤沼字杉並139番地

福島県立あぶくま支援学校 事務室 電話番号 024-956-1901

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

入札日時 令和7年3月26日(水) 9時30分から

入札場所 郡山市中田町赤沼字杉並139番地 福島県立あぶくま支援学校 相談室

## 別紙2

### 条件付一般競争入札心得

#### (目的)

第1条 福島県が発注する業務に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

#### (入札保証金)

##### 第2条

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額（入札書に記載する金額の 100 分の 110 に相当する額）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を令和 6 年 3 月 25 日（月）午後 5 時までに、入札説明書に指定する場所に提出すること。
- (4) 財務規則第 249 条第 1 項第 1 号又は第 2 号（別記 1）に該当する場合は、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、入札保証金免除申請書（様式 2）に保険証書又は上記 2 の書類を添付して令和 6 年 3 月 18 日（月）午後 5 時までに入札説明書に指定する場所に提出すること。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

#### (入札の方法等)

- 第3条 入札参加者は、入札公告、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札書を作成し、入札公告に示した入札の場所及び日時に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。
  - 3 入札参加者は、入札公告に入札に参加する者に必要な資格の確認に関する事項が記載されている場合には、条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書及び添付書類を作成し、入札場所に持参しなければならない。
  - 4 入札参加者は、代理人をして入札を行うことができる。この場合、当該代理人は、入札書の提出前に代理人の資格を示す委任状を入札執行職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。  
なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること）。
  - 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を入札代理人にすることができない。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### (公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### (入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

#### (入札の執行等)

第6条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。

3 入札及び開札は公開とする。

4 開札したときは、直ちに入札書を金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者及び当該理由を読み上げるものとする。

#### (入札書の無効等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第3条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (3) 入札時刻に遅れました入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (5) 同一の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札参加者の代理をした入札
  - (6) 鉛筆書きによる入札書
  - (7) 入札の日付がない入札書
  - (8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
  - (9) 発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む）
  - (10) 入札書の委託業務名が入札公告と一致しない又は記載されていない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
  - (11) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書
  - (12) 上記（1）から（11）に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、契約の方法及び入札の条件において示した入札条件に違反して入札した入札書
- 2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

#### （落札者の決定）

第8条 入札を行った者のうち、入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

#### （再度入札）

第9条 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。この場合、再度の入札は2回までとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者が決定しないときは、随意契約に移行する。
- 3 第1項の入札には、第7条に規定する無効又は失格の入札をした者は参加することができないものとする。

#### （同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせるものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### （契約保証金）

第11条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

#### （契約書等の提出）

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は、福島県立あぶくま支援学校長が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを福島県立あぶくま支援学校長に提出しなければならない。ただし、福島県立

あぶくま支援学校長の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに福島県立あぶくま支援学校長が指示する請書を提出しなければならない。ただし、福島県立あぶくま支援学校長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(質問及び異議の申立て)

第 13 条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

- 2 入札書の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 契約の方法及び入札の条件

### 1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により条件付一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。

### 2 入札の条件等

入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

#### (1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札保証金

ア 入札に参加を希望する者は、入札金額（入札書に記載する金額の100分の110に相当する額）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を令和7年3月25日（火）午後5時までに、入札説明書に指定する場所に提出すること。

エ 財務規則第249条第1項第1号又は第2号（別記1）に該当する場合は、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、入札保証金免除申請書（様式2）に保険証書又は上記2の書類を添付して令和7年3月14日（金）午後5時までに入札説明書に指定する場所に提出すること。

オ 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

#### (3) 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

#### (4) 落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

#### (5) 契約保証金

規則第228条に定める契約保証金は、契約代金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の額とする。

ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

#### (6) 委託の期間

委託の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、委託業務の着手時期は、契約締結の日から5日以内とする。

#### (7) 委託契約書

別紙委託契約書案による。

(8) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

## 別記1

### 福島県財務規則（抜粋）

#### （入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないとみとめられるとき。
- (3)～(4) (略)

2 (略)

## 別記2

### 福島県財務規則（抜粋）

#### （契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) (略)
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) (略)
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれないと認められるとき。

(5)～(18) (略)

2 (略)